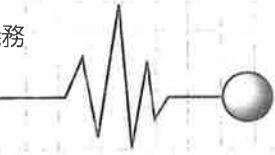


●指標事例 No.2

呼吸器内科・循環器内科＝拘束性換気障害患者の死亡原因・てん未報告義務
(法人病院－無責・請求棄却)



呼吸不全患者に実施すべき医療措置を講じず、 相続人に死亡にかかる医学的機序等について 報告しなかったと主張して損害賠償を求めた事例

札幌地裁 令和2年3月25日判決(確定)
事件番号 平成29年(ワ)第1253号

Points

要約

10年以上前から在宅酸素療法を受け、平成15年以降、合計17回にわたって心不全等でY病院に入退院していた、拘束性換気障害のある73歳男性患者は、平成28年3月4日、風邪の症状でY病院を受診し、A医師は薬を処方して帰宅させたが、9日前午前5時30分ころ、呼吸苦を訴え、救急車を要請した。救急隊員が接触した際、意識は清明だったものの、チアノーゼを呈しており、呼吸回数は1分当たり36回、収縮期の血圧は130mmHg、SpO₂は64%で、救急隊員は両肺野において喘鳴を確認し、Y病院への搬送を開始した。その際の患者の意識は清明で、呼吸回数は1分当たり36回、SpO₂は64%であり、救急隊員はリザーバーマスクによる毎分6Lの酸素投与とした。午前6時5分、Y病院に到着し、患者は、B医師に対して、1週間程度前から呼吸苦の状態が継続し、我慢していた旨を訴え、B医師は簡易酸素マスクによる毎分5Lの酸素投与に変更し、SpO₂を90%以上に保つことにし、午前6時20分時点では、SpO₂は92～93%、血圧は133/76となった。患者は午前7時10分、閉眼した状態であり、その呼吸は確認できたが、浅いもので、午前7時45分、ベッド柵にもたれかかり、落ちそうな姿勢になり、この時点で呼吸は停止しており、脈も触知できない状態で、バイタルサインの測定は不可能であった。B医師は午前7時50分、心臓マッサージを開始したが、脈、呼吸ともに再開せず、午前8時12分、死亡を確認した。

このため原告(妻と子)らは、Y病院の医師は実施すべき医療措置を講じず、また、相続人に対して患者の死亡にかかる具体的過程及びその医学的機序などについて報告しなかったと主張し、損害賠償金の支払いを求めた。

裁判所は、CO₂ナルコーシスが発症したとは認められず、心臓の予備能が徐々に落ちている状態で、心不全の急性増悪の可能性が無かったとはいはず、てん未報告義務に違反したともいえないことから、請求は理由がないと棄却した。